

NPO法人MamaCan

会則

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人MamaCan（以下「MamaCan」という。）定款第3条に基づき、母親と親子の輝く未来を願う人たちの夢と希望を形にし、子育てに関わる人はもちろん子育てに直接関わらない人たちとも互いに支えあいながら、様々な問題を解決する為の「情報」や「場」の提供の実現のため、入会・継続及び退会の手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

- 第2条 個人正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人で、議決権を有する。
2. 団体正会員は、この法人の目的に賛同して入会した団体で、議決権を有する。
 3. 個人サポーター会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人で、議決権を有さない。
 4. 団体サポーター会員は、この法人の目的に賛同して入会した団体(株式会社等、各法人を含む)で、議決権を有さない。
 5. 無料登録会員は、この法人の目的に賛同して入会し情報提供やスタッフとして事業に参加する目的で登録しているが、会費の納入は行わず議決権を有さない。

(入会金)

第3条 入会金は理事会の議決に基づき、個人正会員1,000円、団体正会員2,000円とする。

(会費額)

第4条 会費は年会費とし、理事会の議決に基づき、以下に掲げる額とする。

個人正会員	12,000円
団体正会員	24,000円
個人サポーター会員	2,000円／一口、一口以上
団体サポーター会員	5,000円／一口、一口以上
無料登録会員	0円

2. 会費は入会時期にかかわらず、入会日より当該年度末までを1年とする。
3. 理事会において年度内に会費が変更となった場合は、特段の定めのない限り、当該年度の会費の差額を支払うものとする。

(会費の納入要領)

第5条 会費の納入は一括払いとし、各年度の総会開催前までに納入するものとする。

2. 会費の納入にかかる振込手数料は、会員の負担とする。

3. 当該年度中に途中退会を行った場合でも、会費及び入会金の返金はしないものとする。

(正会員・サポーター会員・無料登録会員の移行)

第6条 サポーター会員・無料登録会員から正会員へ移行する場合は、当該年度の会費及び入会金の差額を支払うものとする。

(個人会員から団体会員への名義変更)

第7条 個人会員は申し出によって、自らが役職員を務める団体に限り、団体会員へと名義変更をすることができる。

(キャスト会員要領)

第8条 M a m a C a nが主催および参加する事業において、業務委託する会員もしくは事業主を「キャスト」と称する。

2. キャストの詳細、取り決めに関しては、別途「キャスト規約」に準ずる。

附則

1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。